

介護保険サービスを利用された方の医療費控除について

H29.4

ご自身やご自身と生計を一にするご家族のために、介護保険制度の下における施設サービスを利用した場合、一定の要件を満たせば、税金の所得控除を受けることができます。

○介護保険施設に入所されている場合

施設名	医療費控除の対象
① 介護療養型医療施設	介護費・食費・居住費として支払った額
② 介護老人保健施設	介護費・食費・居住費として支払った額
③ 介護老人福祉施設 (地域密着型を含む)	介護費・食費・居住費として支払った額 の2分の1

○在宅の介護保険サービスを利用されている場合

① 医療費控除の対象となる居宅サービス等
・訪問看護 ・介護予防訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導【医師等による管理・指導】 ・介護予防居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション【医療機関でのデイサービス】 ・介護予防通所リハビリテーション ・短期入所療養介護【ショートステイ】 ・介護予防短期入所療養介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。） ・複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）

② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等
・訪問介護【ホームヘルプサービス】（生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除きます。） ・夜間対応型訪問介護 ・介護予防訪問介護（※平成30年3月末まで） ・訪問入浴介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・通所介護【デイサービス】 ・地域密着型通所介護（※平成28年4月1日より） ・認知症対応型通所介護

- 小規模多機能型居宅介護
- 介護予防通所介護（※平成 30 年 3 月末まで）
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護【ショートステイ】
- 介護予防短期入所生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。）
- 複合型サービス（上記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）
- 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除きます。）
- 地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除きます。）

詳しくは、お住まいの地区を管轄する税務署へお尋ねください。

○中央区・西区・南区・北区にお住まいの方

熊本西税務署 電話 096-355-1181

○東区の方にお住まいの方

熊本東税務署 電話 096-369-5566